羽島市市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政の運営に資するため、市長交際費の支出に係る 情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

- 第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1)支出日
 - (2)支出区分
 - (3)支出件名(相手先個人名は公表について同意を得られたもののみ)
 - (4)支出金額

(公表の時期)

- 第3条 市長交際費の公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに行うものとする。(公表の方法)
- 第4条 市長交際費の公表は、秘書広報課での閲覧及び羽島市ホームページに掲載する ことにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。 付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に支出のあったものについて 適用する。